

豊田市介護保険関係研修受講料補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。）を提供する事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）に所属する職員がキャリアアップ及び専門知識等の維持向上を目的とした研修を修了する事業（以下「補助事業」という。）を実施した場合に、その職員が所属する事業所が負担した事業実施に要する費用の一部を予算の範囲内で豊田市介護保険関係研修受講料補助金（以下「補助金」という。）として交付することとし、その交付に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 この補助金は、豊田市内の介護サービス事業所等に所属する職員の研修受講によるキャリアアップ及び専門知識等の維持向上を支援することにより、介護人材の定着促進及び介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

（補助事業の対象期間）

第3条 補助事業の対象期間は、令和7年4月1日から始まり、令和8年3月31日に終わるものとする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、豊田市内に所在する別表第1に掲げる介護サービス事業所等を営む法人とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象事業者が補助した別表第2の左欄に掲げる研修の受講料（以下「研修受講料」という。）のうち、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を合算したものを対象とする。ただし、研修を受講する職員は、研修の受講開始時点で市内の介護サービス事業所等に勤務しており、今後も引き続き市内の介護サービス事業所等において勤務する意思がある者であること。また、補助対象とする研修は、愛知県内で実施するものに限る。

（1）補助対象事業者が研修機関に直接支払った研修受講料

（2）補助対象事業者の職員が負担した研修受講料に対して、補助対象事業者が職員に支払った補助金等の経費

2 前項の規定にかかわらず、市がすでに同一受講者の同一研修に補助金を交付した経費に対して重複して申請があった場合は補助対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合算額から、寄附金等その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、その額が同年度内に100,000円を超える場

合にあつては、100,000円を限度額とする。

（交付申請兼実績報告）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に当該交付申請書兼実績報告書に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定兼額確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付決定及び交付額確定をし、補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により、補助対象事業者に通知しなければならない。

2 市長は補助金の交付決定及び交付額確定をする場合において、補助対象事業者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

（1）補助対象事業者が職員に支払った当該研修に係る補助金等の経費について、職員から返還が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（2）この要綱に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び交付額確定をしないことができる。

（1）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定及び交付額確定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定及び交付額確定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた補助対象事業者は、豊田市が定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助対象事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、第8条第1項に規定する通知を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(交付決定及び交付額確定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱若しくは規則の規定又は補助金の交付決定及び交付額確定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(4) 第8条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(5) 研修修了の事実が認められなかったとき。

(6) 補助対象事業者から職員に補助した額について、職員から返還が生じたとき。

(7) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	介護サービス事業所等
訪問系サービス事業所	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援
通所系サービス事業所	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護、短期入所療養介護
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
介護施設等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※介護サービス事業所等は、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

※ 2 つ以上の介護サービス事業所等の指定等を受けている法人は、1 つの補助対象事業者として取扱う。

※申請時点で、豊田市の介護サービス事業所等の指定等を受けている法人であること。

別表第 2（第 5 条関係）

研修区分	補助基準額
生活援助従事者研修	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 （ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、100,000 円を超える場合にあっては 100,000 円を限度とする。）
介護職員初任者研修	
実務者研修	
ユニットリーダー研修	
認知症介護基礎研修	
認知症介護実践者研修	
認知症介護実践リーダー研修	
介護支援専門員実務研修	
介護支援専門員専門研修	
介護支援専門員更新研修	
介護支援専門員再研修	
主任介護支援専門員研修	
主任介護支援専門員更新研修	

※研修の実施方法については、W E B 等を活用した開催（書面開催は除く。）についても対象とする。